

青森県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、青森県と厚生労働省青森労働局(以下「青森労働局」という。)が、密接に連携して各種雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、県民の雇用の安定と向上を図ることを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 青森県及び青森労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、青森県及び青森労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 青森県知事及び青森労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 青森県知事及び青森労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、青森県及び青森労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、青森県及び青森労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、青森県知事及び青森労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

平成27年3月30日

青 森 県 知 事

三 村 申 吾

厚生労働省青森労働局長

友 藤 智 朗